

## 版の表記について\*

本コードでは以下のような版の表記を採用しており、改訂状況に応じて、【第A. B C版】と表記する。

- A：「基本原則」又は「遵守原則」の内容のバージョンを意味する。「基本原則」及び「遵守原則」の内容が改訂された場合に数値が変更される。このとき、B以下の数値は省略する。
- B：「基本原則」又は「遵守原則」の文言が修正された場合に、数値が変更される。コードの主旨は変更されず、文言の修正であることから、Aは変更されず、Bが追加される。なお、Bの変更には「重点事項」又は「実施項目」の追加が含まれる場合もある。
- C：「重点事項」又は「実施項目」が追加されたときに数値が追加される。「基本原則」又は「遵守原則」の文言に変更がないため、A、Bの数値は変更されず、Cが追加される。

---

\* 「私立大学ガバナンス・コード【第2.1版】」の8頁より一部抜粋。